

随意契約理由書

件名	豊中市立新田小学校体育館トイレ等内装改修工事その3
契約の相手方	東周建設株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
随意契約理由	本工事は、新田小学校の体育館トイレ等内装改修工事を行うもので、市として利用環境の早期改善を図るため、令和7年度中に市内全小中学校トイレの改修完了を目指していることから、今年度中に工事を完了させる必要があります。 本工事については、「豊中市立新田小学校体育館トイレ等内装改修工事」として指名競争入札を1回、一般競争入札を2回実施しましたが、有効な入札書がなかったことから、入札への応札状況及び現時点での手持ち工事を総合的に勘案して契約相手方を選定し、受注することに同意が得られた東周建設株式会社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を締結するものです。
備考	